

「町政に関する所信」に掲げる施策の実施状況

秘書広報室 内線246

平成19年6月の第4回定例会において、富田町長が「町政に関する所信」を発表しました。発表後、2年を経て、その所信に掲げている施策の実施状況について、お知らせします。

1 「行財政改革」「財政再建」

項目	実施内容	19年度	20年度	21年度	22年度	所管部課
		各年度の財政所要額(見込み) 単位千円				
財政再建を果たすまで率先垂範し、自らの町長給料を20%削減します。	「湯河原町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」(平成19年湯河原町条例第9号)の制定 平成19年7月1日から施行	●—————>				総務部 庶務課
		△1,830	△3,310	△2,900	△2,900	
職員が「頑張っただけ報酬」制度を検討します。	課長補佐職の廃止及び管理職手当が支給される副課長職を新設し、主幹級(5級)職員の一部を昇任させることで勤務実績の給与への反映を図るとともに管理職員の人材育成に結び付ける。	●-----●>				総務部 庶務課
		—	7,590	7,590	7,590	
地域手当(現行5%)については、国の基準に合致するよう見直します。	地域手当を平成22年4月から支給しないこととします。	●-----●>				総務部 庶務課
		—	—	—	△97,900	
町職員数については、新規採用を抑え4年間で10%を目標に削減します。	消防職、保育士などを除き、職員数を10%削減します。また、退職補充は、必要最小限にとどめます。	●—————>				総務部 庶務課
		△51,100	△36,700	—	—	
迅速な意思決定が図れるよう組織のスリム化を検討します。	湯河原町事務決裁規程などの一部改正 平成19年8月1日から施行 部長及び課長等の専決事項の改正など (以降必要に応じ随時改正を実施)	●—————>				総務部 地域政策課
		—	—	—	—	
「財政再建」の観点から「湯河原町に副町長を置かないことの条例」を平成19年6月定例会に上程します。 また、当分の間は副町長を任命せず一般職職員をその職務に当たさせます。	「湯河原町に副町長を置かないことの条例(平成19年湯河原町条例第7号)」を制定 平成19年8月1日から施行	●—————>		●		総務部 庶務課
	湯河原町事務決裁規程などの一部改正 平成19年8月1日から施行	●—————>				総務部 地域政策課
		△15,000	△15,000	△4,700	—	
その他の「行財政改革」の実施	行財政改革の3つの柱 1 財政の健全化 2 行政サービスの一層の向上 3 町民の参画と町民との協働	●—————>				行財政改革所管 総務部 地域政策課
		湯河原町駅前観光案内所の水曜日開所				
		●—————>				観光産業部 観光課ほか
		指定管理者制度の導入 H20こごめ湯、海浜公園テニスコート、ヘルシープラザ H21年湯河原観光会館				
		●—————>				総務部 庶務課
	湯河原町特定滞納者に対する特別措置に関する条例の施行					総務部 地域政策課
	●—————>					総務部 地域政策課
	メール配信サービス開始					
		—	—	—	—	

2 ゆがわら元氣回復プラン

項目	実施内容	19年度	20年度	21年度	22年度	所管部課
		各年度の財政所要額(見込み) 単位千円				
I 子育ての応援プラン	3人目の子供が生まれた世帯に対して給付金(100万円)制度の創設を検討します。	●-----●>				福祉健康部 福祉課
		要綱作成 施行				
		—	6,300	11,500	16,200	
	子育ての不安や負担を軽減するための施策を検討します。	●—————>		●		福祉健康部 福祉課
	子育てサロンの運営 利用者の増加に伴い、平成21年度に分庁舎6階から2階へ移設 (仮称)ファミリーサポートゆがわらの設置について調査・研究	●—————>		●		
		●—————>				
		1,999	2,024	5,270	2,110	
	一時保育や延長保育を充実させます。	●—————>				福祉健康部 福祉課
	一時保育の実施 延長保育のための実態調査の実施	●—————>				
		1,060	1,247	1,099	1,100	